

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱	高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱
第1条 （略）	第1条 （略）
（交付目的及び交付対象事業）	（交付目的及び交付対象事業）
第2条 知事は、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図る観点から、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知） <u>（以下「国実施要領」という。）</u> 及び高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成16年5月10日付け16高森推第69号森林局長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき、市町村又は市町村との協定に基づき地域活動を行う者（以下「交付対象者」という。）が行う交付金事業に要する経費及び交付金の交付の適正かつ円滑な実施のため市町村が行う事務に要する経費に対し、予算の範囲内で市町村に対し交付金を交付するものとする。	第2条 知事は、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図る観点から、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）及び高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成16年5月10日付け16高森推第69号森林局長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき、市町村又は市町村との協定に基づき地域活動を行う者（以下「交付対象者」という。）が行う交付金事業に要する経費及び交付金の交付の適正かつ円滑な実施のため市町村が行う事務に要する経費に対し、予算の範囲内で市町村に対し交付金を交付するものとする。
第3条から第5条 （略）	第3条から第5条 （略）
（交付の条件）	（交付の条件）
第6条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	第6条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）交付金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。	（1）交付金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。
（2）交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。	（2）交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
（3）交付事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。	（3）交付事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
（4）市町村長は、交付対象者に対する交付金の交付に際しては、前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。	（4）市町村長は、交付対象者に対する交付金の交付に際しては、前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。
（5）市町村長は、交付金の交付に際しては、交付対象者に対して県税等の滞納がないことを確認しなければならないこと。	（5）市町村長は、交付金の交付に際しては、交付対象者に対して県税等の滞納がないことを確認しなければならないこと。
（6）市町村長は、交付対象者に対して「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえた作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）チェックシート」を <u>記入の上、交付金の申請に当たり市町村長に提出させるものとする。</u> ただし、過去1年以内に当該交付対象者が他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの確認をもって、これに代えることができる。	（6）市町村長は、 <u>交付金の交付に際しては、</u> 交付対象者に対して「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえた作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、 <u>交付金の申請に当たり</u> 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）チェックシート」を <u>作成していることを確認すること。</u> ただし、過去1年以内に当該交付対象者が他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの確認をもって、これに代えることができる。
<u>（7）市町村長は、交付対象者に対して国実施要領の別記様式第1号－1の「環境負荷低減チェックシート（林業・木材産業関連事業者等向け）」又は別記様式1号－2の「環境負荷低減チェックシート（その他事業者向け）」を記入の上、交付金の申請に当たり市町村長に提出させるものとする。</u>	（新設）
第7条から第15条 （略）	第7条から第15条 （略）

附 則
1 この要綱は、令和元年 7 月 16 日から施行する。
2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 6 条、第 11 条及び第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 5 月 28 日から施行する。

附 則
1 この要綱は、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。
2 交付要綱第 3 条別表第 1 の区分「森林境界の明確化」のうち（１）の（ウ）については、令和 2 年度に限る。

附 則
この要綱は、令和 3 年 5 月 13 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 7 月 31 日から施行する。

別表第 1 から別表第 3 （略）

附 則
1 この要綱は、令和元年 7 月 16 日から施行する。
2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 6 条、第 11 条及び第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 5 月 28 日から施行する。

附 則
1 この要綱は、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。
2 交付要綱第 3 条別表第 1 の区分「森林境界の明確化」のうち（１）の（ウ）については、令和 2 年度に限る。

附 則
この要綱は、令和 3 年 5 月 13 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。

（新設）

別表第 1 から別表第 3 （略）

I 森林整備地域活動支援交付金

区 分		(削除)	積算基礎森林面積		交付額	交付額内訳			
						県交付金			市町村負担金
						国費	県費	小計	
森林経営計画作成促進	経営委託		実施面積						
			うち不在村加算面積						
	共同計画等	(削除)	実施面積						
			うち不在村加算面積						
	間伐促進	(削除)	実施面積						
			うち不在村加算面積						
森林境界の明確化	計	(削除)	実施面積						
			うち不在村加算面積						
	森林境界の測量	(削除)	実施面積						
			うち精度向上加算面積						
			うちリモセン加算面積						
			うち不在村加算面積						
			うち森林境界案の確定面積						
森林境界案の作成		(削除)	実施面積						
森林所有者の探索		(削除)	実施面積						
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進	(削除)	実施面積						
	森林境界の明確化	(削除)	実施面積						
	計	(削除)	実施面積						
合 計		(削除)	実施面積						

(注) 1 協定書の写し及び実施計画書等の事業内容が分かるものを添付してください。

(削除)

2 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記入してください。

3 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

4 「森林境界の明確化」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

5 納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び誓約書兼同意書（別紙2）の写しを添付してください。県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を納税証明書に代えて添付してください。

I 森林整備地域活動支援交付金

区 分		協定締結数	積算基礎森林面積		交付額	交付額内訳			
						県交付金			市町村負担金
						国費	県費	小計	
森林経営計画作成促進	経営委託		実施面積						
			うち不在村加算面積						
	共同計画等	()	実施面積						
			うち不在村加算面積						
	間伐促進	()	実施面積						
			うち不在村加算面積						
森林境界の明確化	計	()	実施面積						
			うち不在村加算面積						
	森林境界の測量	()	実施面積						
			うち精度向上加算面積						
			うちリモセン加算面積						
			うち不在村加算面積						
			(新設)						
森林境界案の作成		()	実施面積						
森林所有者の探索		()	実施面積						
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進	()	実施面積						
	森林境界の明確化	()	実施面積						
	計	()	実施面積						
合 計		()	実施面積						

(注) 1 協定書の写し及び実施計画書等の事業内容が分かるものを添付してください。

2 「協定締結数」は、該当区分の協定締結数を記載してください。なお、複数の区分を含む協定は、最上段にある区分欄のみ課書の数字を記載し、それ以外の区分欄では () 内に記載してください。

3 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記入してください。

4 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

5 「森林境界の明確化」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

6 納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び誓約書兼同意書（別紙2）の写しを添付してください。県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を納税証明書に代えて添付してください。

別紙（第5号様式関係）

1. 積算基礎森林面積及び交付額

（単位：ha、円）

区 分		（削除）	積算基礎森林面積	事業費 A=B+G	交付額 B=E+F	経費内訳				
						県交付金			市町村 負担金 F	その他 負担金 G
						交付金 C	県負担金 D	小計 E=C+D		
森林経営計画作成促進	経営委託		実施面積							
			合意が得られた面積							
			成果を提供した面積							
			うち不在村加算面積							
	共同計画等	（削除）	実施面積							
			合意が得られた面積							
			成果を提供した面積							
			うち不在村加算面積							
	間伐促進	（削除）	実施面積							
			合意が得られた面積							
			成果を提供した面積							
			うち不在村加算面積							
	計	（削除）	実施面積							
			合意が得られた面積							
			成果を提供した面積							
			うち不在村加算面積							
森林境界の明確化	森林境界の測量	（削除）	実施面積							
			うち精度向上加算面積							
			うちリモセン加算面積							
			うち不在村加算面積							
			うち森林境界案の確定面積							
	森林境界案の作成	（削除）	実施面積							
森林所有者の探索		（削除）	実施面積							
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進	（削除）	実施面積							
	森林境界の明確化	（削除）	実施面積							
	計	（削除）	実施面積							
		（削除）	実施面積							
合 計		（削除）	実施面積							

（注）

（~~削除~~）

1. 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記入してください。
2. 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。
3. 「森林境界の明確化」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

2から3（略）

4. 森林整備地域活動支援交付金推進事務実施実績の概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進 事業費	負担区分			備考
						国費	県費	市町村費	
	市町村推進事務								

（注）

（~~削除~~）

実施量には、回数、件数、部数、人数等を記入する。

5（略）

別紙（第5号様式関係）

1. 積算基礎森林面積及び交付額

（単位：ha、円）

区 分		協定 締結数	積算基礎森林面積	事業費 A=B+G	交付額 B=E+F	経費内訳				
						県交付金			市町村 負担金 F	その他 負担金 G
						交付金 C	県負担金 D	小計 E=C+D		
森林経営計画作成促進	経営委託		実施面積							
			合意が得られた面積							
			成果を提供した面積							
			うち不在村加算面積							
	共同計画等	（）	実施面積							
			合意が得られた面積							
			成果を提供した面積							
			うち不在村加算面積							
	間伐促進	（）	実施面積							
			合意が得られた面積							
			成果を提供した面積							
			うち不在村加算面積							
	計	（）	実施面積							
			合意が得られた面積							
			成果を提供した面積							
			うち不在村加算面積							
森林境界の明確化	森林境界の測量	（）	実施面積							
			うち精度向上加算面積							
			うちリモセン加算面積							
			うち不在村加算面積							
			新設							
	森林境界案の作成	（）	実施面積							
森林所有者の探索		（）	実施面積							
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進	（）	実施面積							
	森林境界の明確化	（）	実施面積							
	計	（）	実施面積							
		（）	実施面積							
合 計		（）	実施面積							

（注）

1. 「協定締結数」は、該当区分の協定締結数を記載してください。なお、複数の区分を含む協定は、最上段にある区分欄のみ緑書の数字を記載し、それ以外の区分欄では 0 内に記載してください。

2. 「積算基礎森林面積」は、小数点以下第2位まで記入してください。
3. 「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。
4. 「森林境界の明確化」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第2の別表第1に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

2から3（略）

4. 森林整備地域活動支援交付金推進事務実施実績の概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進 事業費	負担区分			備考
						国費	県費	市町村費	
	（新設）								

（注）

1. 区分は、「市町村推進事務」と記入する。

2. 実施量には、回数、件数、部数、人数等を記入する。

5（略）